

家計急変世帯向け奨学のための給付金制度のご案内(R4年度版)

1. 制度の概要

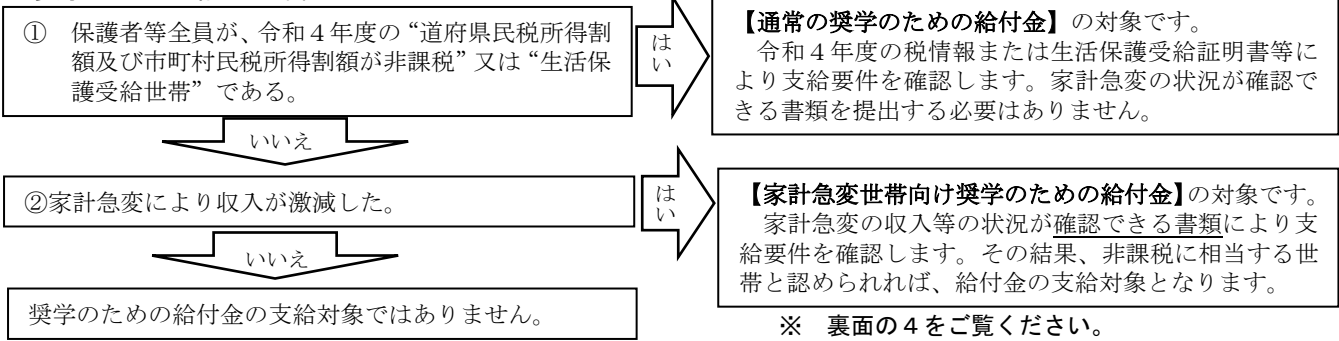
すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対する、奨学のための給付金の制度がありますが、災害等により家計が急変し、収入が激減した世帯に対して新たに家計急変世帯向け奨学のための給付金が支給されます。この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

<家計急変とは>

保護者等が失職等による収入の減などのため、収入状況が急変して高校生等の教育に必要な経費の支出が困難となった場合を指します。ただし、災害などに起因しない定年退職などの場合は対象外となります。

なお、家計急変世帯としての給付金は、下記「2. 支給要件」を満たす方が対象となります。

<奨学のための給付金確認フローチャート>



2. 支給要件

基準日時点で以下の全てに該当する場合、支給対象となります。

令和4年7月1日までに家計が急変した場合は、令和4年7月1日が基準日となり、令和4年7月2日以降に家計が急変した場合は、申請のあった月の翌月（但し、申請日が月の初日であるときは、申請のあった月）の1日が基準日となります。

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金 の各支援金の受給資格要件を満たす者であること。（基準日時点で実際に各支援金を受給していない者も含みます）
※特別支援学校高等部の生徒の場合、支給対象外
※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等は除く）が措置されている生徒の場合、支給対象外
- 保護者等が茨城県に在住していること。
※保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 家計急変後の保護者等の世帯が、「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯」であること。

・非課税に相当すると認められる世帯の目安

保護者等全員の家計急変後の1年間の年収見込額を推計し、支給対象となるか判断します。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込(目安)	約204万円以下	約221万円以下	約271万円以下	約321万円以下

※世帯員数がこの表に該当しない場合は、学校事務室へお問い合わせください。

- 基準日に在学していること。
※高校生等が休学している場合の取扱いについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 高校生等1人につき、支給回数上限に達していないこと。
※各年度1回（全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回）、学び直し支援金対象者は、追加で1回（定時制・通信制は追加で最大2回）。専攻科の生徒は、通算最大2回。

3. 支給額【高校生等1人あたり】

① 令和4年7月1日までに家計が急変した世帯の場合（年額）

区 分		通信制以外	通信制
道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 が非課税 に相当すると認められる世帯	第 1 子	1 1 4 , 1 0 0 円	50, 5 0 0 円
	第 2 子以降	1 4 3 , 7 0 0 円	
	専攻科に通う生徒	50, 5 0 0 円	

② 令和4年7月2日以降に家計が急変した世帯の場合

上表の年額に、申請があった日の属する月の翌月（申請日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和4年3月までの月数を乗じて得た額を12で除した金額（円未満切捨）

※例…令和4年8月10日に家計が急変した世帯が第1子単価の支給を受ける場合の支給額（9月1日が認定日）

$$（9月～3月） \rightarrow 7ヶ月間 \dots\dots 114,100円 \times 7 / 12 = 66,558円$$

4. 家計急変の状況を確認するための書類等について

家計急変の状況を確認し、家計急変発生後1年間の年収見込みを推計するため、以下のような書類の提出が必要です。また、より詳しい状況の確認のため、必要な書類を追加で提出いただく場合があります。（※申請時までには再就職をして、収入がある場合、その他）

① 奨学給付金に係る家計急変状況申出書

② 家計急変の発生事由を証明する書類

例…離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、破産宣告通知書 など

③ 家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類

例…市町村の課税証明書（家計急変前）、会社の給与支払見込証明書、税理士又は公認会計士が作成した事業収支が確認できる書類 など（家計急変後）（参考別添）

④ 保護者等の扶養親族の人数、年齢を確認するための書類

例… 扶養親族分の健康保険証の写し など

※申請書等、提出書類の詳細は、在学する学校事務室でご確認ください。

5. 支給時期の目安

申請書受付後、2～3か月程度かかる予定です。（審査状況により前後する可能性があります）

6. 申請方法

支給を受けるには、申請の手続きが必要です。申請しなければ給付金は受けられません。

申請方法は、保護者等が在住する都道府県によって異なります。

希望する方は、事務室までお問合せください。

お問い合わせ先：県立古河第三高等学校 事務室【0280-48-2755】